

社 会 福 祉 法 人 松 園 福 祉 会

介護予防・日常生活支援総合事業(指定第1号訪問事業)

運 営 規 程

花巻あすかの里指定訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業（指定第 1 号訪問事業）運営規程
花巻あすかの里指定訪問介護事業所

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人松園福祉会が開設する花巻あすかの里指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う、介護予防・日常生活支援総合事業（指定第 1 号訪問事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 花巻あすかの里指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 花巻市西宮野目第14地割56番地2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者は、花巻あすかの里指定訪問介護事業所の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、予防訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 初任者研修及び 2 級課程以上修了者 2 名以上
訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始 1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日までは休業とする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分までとする。但し必要に応じて 2 4 時間対応とする。
- (3) 電話等により、2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、基準費用額から事業所に支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条の、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収することができる。

交通費 事業所から事業の実施地域を越える10km以上の場合は、片道1km毎に50円加算した額とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、花巻市の旧花巻市地域とする。ただし、利用者の希望に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理者との協議について定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30年 4月 1日から施行する。

令和 3 年 8 月 1 日より施行する。